

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における  
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議（第5回）

資料2

# 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の 進捗について

令和5年1月27日

## 緊急対策の進捗状況の概要

---





- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け  
→ 令和4年12月28日に関係府省令等を公布。令和5年4月1日より、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成  
→ 令和4年12月20日に、国土交通省において、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のに関するガイドライン」を策定・公表
- ③ 安全管理マニュアルの作成  
→ 令和4年10月12日に、緊急対策の公表と合わせて作成・公表
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」  
→ 令和4年度第2次補正予算に関連予算を計上して推進。

# 緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

## 2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等<sup>(※1)</sup>の所在を確認  
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備<sup>(※2)</sup> 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認   自動検知式

※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

降車時確認式

## 3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、  
代替措置で可

令和5年4月1日

令和6年4月1日

<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

# 緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 概要

### 1. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

### 2. 改正条文 ※幼保連携型認定こども園の場合

第二十九条の二 幼保連携型認定こども園においては、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

### （参考）パブリックコメント概要

- 募集期間：令和4年11月9日（水）～12月8日（木）
  - 公表日：令和4年12月28日
  - 主な意見
    - ・ 園児等の所在確認の方法
    - ・ 経過措置期間の対応方法
    - ・ 安全装置の仕様
    - ・ 安全装置の装備に対する補助
    - ・ バスを運行委託している場合の対応
    - ・ 職員配置基準の見直し
    - ・ 職員の研修
- など（内閣府7件、文部科学省7件、厚生労働省318件）

## 施行期日

令和5年4月1日（公布日：令和4年12月28日）

# (参考) 内閣府、文部科学省、厚生労働省による改正府省令等一覧

改正する法令・通知	①と②ともに義務付ける施設・事業（就学前・障害児）	①のみ義務付ける施設・事業（小学生以上など）	所管	改正する法令・通知	①と②ともに義務付ける施設・事業（就学前・障害児）	①のみ義務付ける施設・事業（小学生以上など）	所管
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）	幼保連携型認定こども園	—	内閣府 文部科学省 厚生労働省	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	・指定児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス	左記以外の指定障害児通所支援事業	厚生労働省
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）	幼保連携型以外の認定こども園	—	内閣府 文部科学省 厚生労働省	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	—	指定障害児入所施設	厚生労働省
学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）	・幼稚園 ・特別支援学校	・小学校以上の学校（特別支援学校を除く） ・専修学校	文部科学省	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）	—	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	厚生労働省
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	・保育所 ・児童発達支援センター	保育所以外の児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く）	厚生労働省	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	認可外保育施設（ベビーシッターを除く）	認可外保育施設（ベビーシッターに限る）	厚生労働省
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	厚生労働省	「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年雇児発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	広域的保育所等利用事業	—	厚生労働省

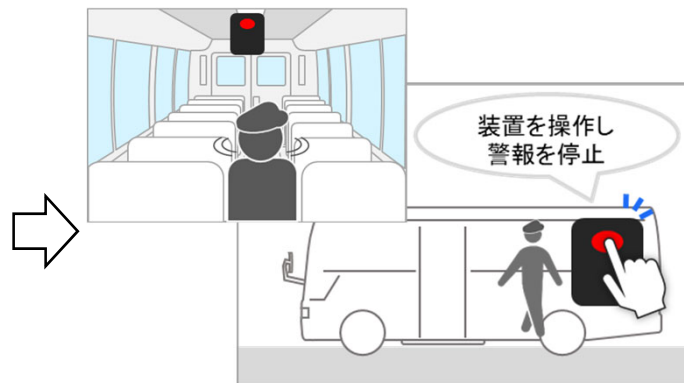
## 緊急対策② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

### 降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

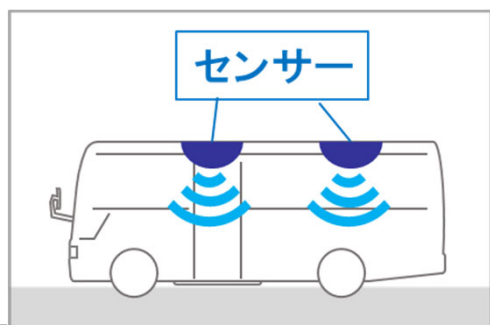


車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

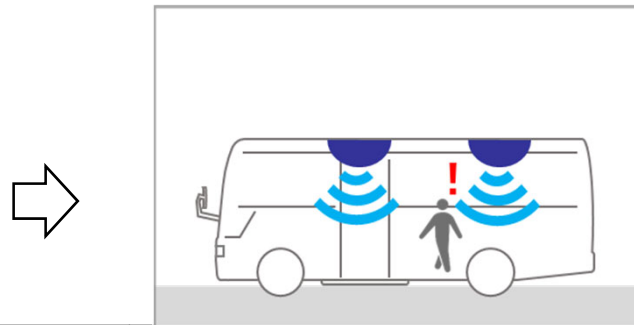


確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

### 自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**



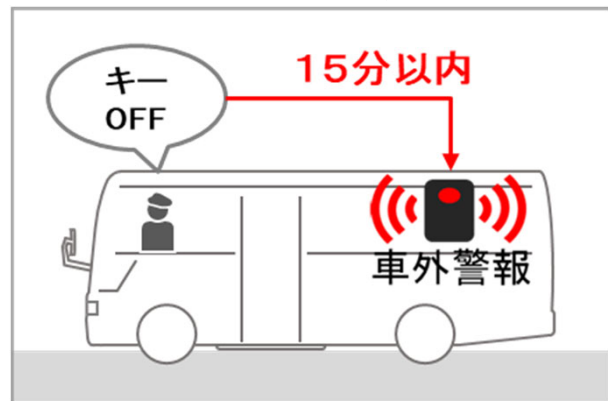
置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**



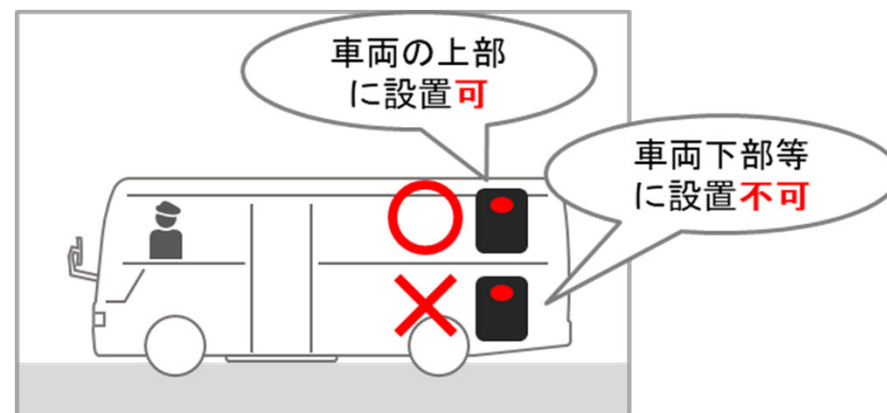
## ガイドラインにおいて規定された主な要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

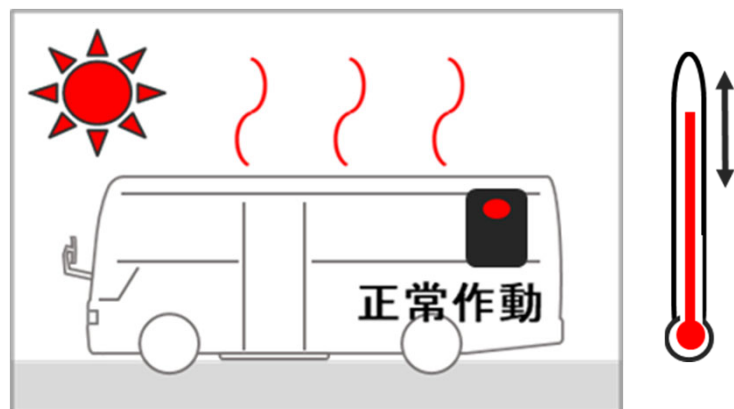
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

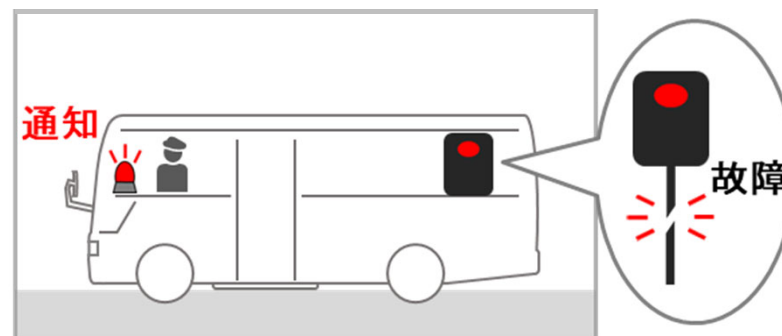


- ③ 十分な耐久性を有すること  
例)  $-30\sim 65^{\circ}\text{C}$ への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



## 緊急対策③ 安全管理マニュアル ※10/12緊急対策の再掲

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、子ども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくるのが想定される。これらの意見や静岡県の特導指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。



# いわゆる「ヒヤリ・ハット事例」に関する調査研究について

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン(10月12日)」において、教育・保育施設等における事故には至らなかった事例の収集・共有等に関する調査研究を実施することとされた。

## 1. 調査の目的

教育・保育施設等におけるケガなどの事故には至らなかったが、事故につながりかねない危険な状況のうち、命の危険につながりかねないような事例が、行政や他の施設と共有されることは、事故防止を図る上で重要であるため、そうした事例の収集や共有の方法などについて調査研究を行う。

## 2. 実施期間

公募を経て令和4年12月1日から3月末まで実施

## 3. 実施内容

### ① 事例の収集と共有

- ・ バスの置き去り事例のほか、それに限らず命の危険につながりかねない事例を対象に、先行自治体、現場をよく知る団体関係者から事例を収集。
- ・ 収集した事例を基に、保育現場で活用されやすい「わかりやすい事例集」を作成。  
併せて、収集した事例について、試行的にリスクに応じて分類して整理するなど、個々の教育・保育現場において活用できる取組についても検討。

### ② 今後の事例収集・共有の方法の検討

- ・ 現場の負担等も考慮した効果的な方法について、有識者、先行自治体、現場をよく知る団体関係者の意見を伺いながら検討。

# 緊急対策④ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞

令和4年度第2次補正予算：234億円

## 1 事業の目的

- こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

## 2 事業の内容

### 【事業概要】

#### （1）送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援（定額補助（装備が義務付けられる施設（保育所等）：17.5万円、義務付けられない施設（小・中学校等）：8.8万円））  
※令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに限る。）の装備を対象とする。

#### （2）登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援  
（事業者負担：1/5）

#### （3）こどもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援  
（事業者負担：1/5）

#### （4）安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成（自治体負担：1/2）

### 【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所  
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校